

## 2. (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 (その1)

### 特定事業所加算の見直し

- 特定事業所加算において、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を新たに評価する。【告示改正】

### 居宅介護支援

< 現行 >		< 改定後 >
特定事業所加算 (I)	500単位/月	特定事業所加算 (I) 505単位/月
特定事業所加算 (II)	400単位/月	特定事業所加算 (II) 407単位/月
特定事業所加算 (III)	300単位/月	特定事業所加算 (III) 309単位/月
		特定事業所加算 (A) 100単位/月 (新設)

(※) 特定事業所加算 (IV) は特定事業所加算から切り離して「特定事業所医療介護連携加算」とする。

[算定要件 (特定事業所加算 (A))] ※加算 I・II・IIIと異なる部分

- ・介護支援専門員の配置(要件2): 常勤1名以上、非常勤1名以上 (非常勤は他事業との兼務可)
  - ・連絡体制・相談体制確保(要件4)、研修実施(要件6)、実務研修への協力(要件11)、事例検討会等実施(要件12): 他の事業所との連携による対応を可とする
- (※) 加算 I・II・III・Aの要件として、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービスを含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを新たに求める (新設)

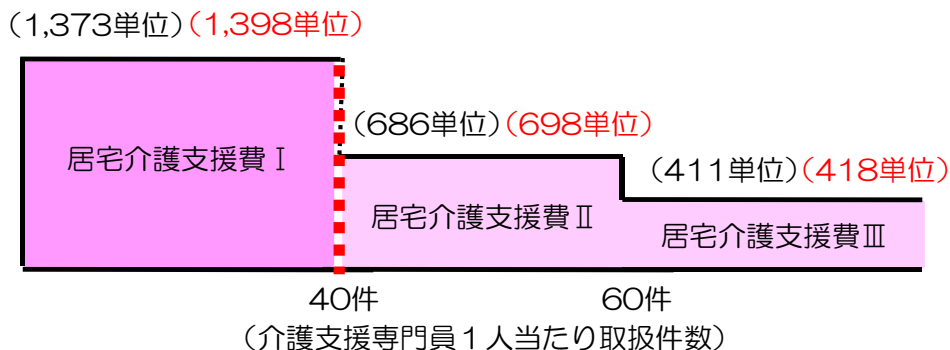
### 事務の効率化による逓減制の緩和

- 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、逓減制において、ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合の適用件数を見直す (逓減制の適用を40件以上から45件以上とする)。

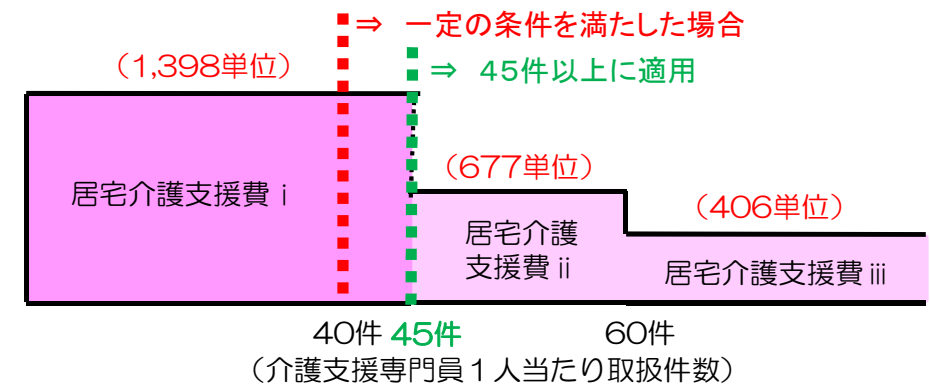
### 居宅介護支援

例: 要介護3・4・5の場合 (黒字: 現行の単位数、赤字: 改定後の単位数)

#### 【現行】



#### 【改定後: ICT等を活用する場合】



## 2. (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 (その2)

### 医療機関との情報連携強化

- 利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを新たに評価する。【告示改正】

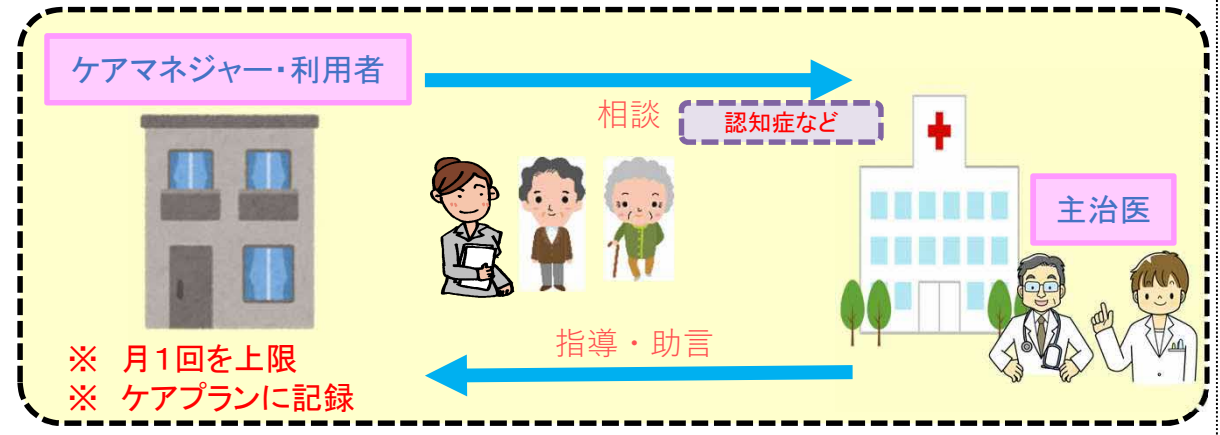
### 居宅介護支援

#### 通院時情報連携加算 50単位/月 (新設)

※利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。

##### 〔算定要件〕

- ・ 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。



### 介護予防支援の充実

- 介護予防支援について、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価する。【告示改正】

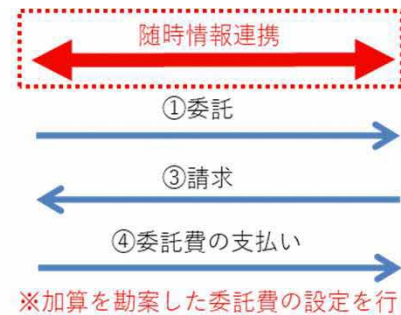
### 介護予防支援

#### 委託連携加算 300単位/月 (新設)

※利用者1人につき指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定。



介護予防支援事業所  
(地域包括支援センター)



居宅介護  
支援事業所

②ケアプラン作成



被保険者

## 5. (1) 評価の適正化・重点化 (その1)

### 区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し

- 通所系、多機能系サービスについて、利用者の公平性の観点から、同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の見直しを行う。【告示改正】

#### 通所系サービス、多機能系サービス

- 訪問系サービスの同一建物減算に関する取扱いを参考に、以下の対応を行う。
  - <同一建物減算等>
    - ・ 通所系サービス、多機能系サービスの、同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、**減算の適用前（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いることとする。**
  - <規模別の基本報酬>
    - ・ 通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、**通常規模型の単位数を用いることとする。**

#### (参考)【平成30年度介護報酬改定】集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

- 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

(参考) 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について (抜粋)  
(平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示)

<会計検査院が表示する意見(抜粋)>

- 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>

